

## 企業のマイナンバー対策 ④

シリーズでお伝えしておりますマイナンバー制度対策。

今回は「**マイナンバー関連書類の保管期限**」について簡単に整理いたします。

**下記期間内はマイナンバーの関連書類を廃棄しないでください（退職者分も含みます）**

関連文書	起算日	根拠となる法律	保存期間
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書	法定申告期限	国税通則法 70～73条	<b>7年間</b>
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	課税関係終了日		
源泉徴収簿	法定申告期限		
雇用保険被保険者関係書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、離職証明書の事業主控え等）	完結の日	労働者災害補償保険法施行規則51	<b>4年間</b>
労災保険に関する書類		労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則72	<b>3年間</b>
労働保険の徴収・納付等の関係書類			
健康保険・厚生年金保険に関する書類		健康保険法施行規則143、厚生年金保険法施行規則28	<b>2年間</b>

※今回はスペースの関係で「編集後記」はお休みさせていただきます

## みらい労働法務事務所

〒530-0053  
大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F  
TEL：06-6809-5092  
FAX：06-6809-5093  
e-mail info@mirai-sr.com  
URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士  
谷口 史晃